

平成17年4月1日から

「個人情報保護法」全面施行

個人情報取扱事業者は次のようなルールを守らなければなりません。

- 利用・取得に関するルール
情報の利用目的をできる限り特定し、必要範囲を超えて情報を取り扱ってはなりません。
- 適正・安全な管理に関するルール
従業者や委託先を監督し情報の漏えいを防止する。
- 第三者提供に関するルール
本人の同意を取らず第三者に提供することは禁止。
- 開示等に応じるルール
取扱について苦情が寄せられた時は、適切かつ迅速に処理しなくてはなりません。

個人情報は思わぬところで悪用される可能性もあります。“自分の情報は自分で守る”という意識も必要です。

- ・個人情報は、気軽にアンケートへ回答することなどを通じて収集されることもあります。ご自分の個人情報をむやみに提供しないことも大切です。
- ・悪質な事業者は、個人情報を架空請求等に悪用することもありますので、注意が必要です。
- ・個人情報が思わぬ利用のされ方をして事業者とのトラブルの原因となることもあります。個人情報を提供するときは利用目的をしっかりと確認しておくことが大切です。

内閣府国民生活局

<http://www5.cao.go.jp/seikatsu/kojin/index.html>



新・新潟市合併マニフェストを公表します

3月21日の13市町村の合併に向けて、新・新潟市合併マニフェストを作成しています。

これは合併で誕生する新市の姿や、平成19年度の実現を目指している政令指定都市の理念や方向性を示すものです。

3月21日の公表に先立ち、素案を新潟市ホームページで公表しています。

なお、役場窓口においても公表しております。

■新潟市ホームページのアドレス

<http://www.city.niigata.niigata.jp>

■お問い合わせ・ご意見は、新潟市総合企画課

☎ 025-228-1000 (内線2103)まで

司法書士と社会福祉士による「相続・遺言・介護・福祉無料相談会」

高齢者や障害者の方の相続、遺言、介護、福祉、成年後見申立及び介護保険などに関する問題につき、司法書士及び社会福祉士が相談をお受けし、問題解決のアドバイスをいたします。

■日時 3月20日(日) 午前10時～午後4時

☎ 025-223-0226 (当日のみ)

■面談会場 新潟市古町通13番町5160番地
新潟県司法書士会館*面談による相談は予約制です。

■申し込み・問い合わせ先

リーガルサポートにいがた

☎ 025-228-1727

第4回 新潟市都市景観賞

「あなたのお宝景観」募集!

新・新潟市域となる13市町村を対象に、まちなみや自然、建築物や工作物、活動やイベントなど、あなたのお宝となっている景観を募集します。「お宝景観30選」として、合併13市町村から優れた景観等を各2点程度選考します。

ご応募いただいた方には、記念品として、「都市景観ガイドマップ」と「お宝景観30選」をデザインした絵葉書セットを進呈いたします。(応募多数の場合は抽選)

■応募締切 7月15日(金)(当日消印有効)

■応募方法 応募ハガキ付リーフレット(市役所、各支所の窓口にあります)や、電子メール(新潟市ホームページからダウンロード可)でご応募ください。

一人何点でも応募可。

*写真コンクールではありません。応募の景観そのものが選考の対象となります。

■申し込み・問い合わせ先

新潟市都市整備局 開発建築部 街づくり推進課都市景観係

☎ 025-228-1000 (内線2809・2810)

E-mail: machi@city.niigata.lg.jp <http://www.city.niigata.niigata.jp>



新潟市小規模工事等契約希望者登録申請をされる方へ

—登録申請書は2月に配布しておりますので、お早めに登録をしてください—

■新潟市小規模工事等契約希望者登録とは

この制度は、新潟市が発注する公共施設及び出先機関等の小規模な工事や修繕のうち「少額で内容が簡易なもの(1件の契約金額が50万円以下)」について受注を希望する方を登録し、市内の小規模業者が直接工事を受注できるようにするものです。

【登録できる方】

新潟市内(合併市町村)に主たる事業所又は住所を有する方で「新潟市競争入札参加資格者名簿(建設工事)」に登録されていない方。(建設業許可の有無、経営組織、従業員数は問いません。)

■登録の方法 登録申請書に必要書類(町税の納税証明書又はこれに代わるもの、資格・免許が必要な業種は許可証の写しなど)を添付して提出してください。

■登録の受付 当初の登録受け付けは、3月18日(金)までです。(土・日曜日・祝日を除く。)

*4月1日以降の契約については、随時に受付をします。

*登録の有効期間は平成17年4月1日から平成18年3月31日までの1年間です。

■登録受付・問い合わせ先 小須戸町役場総務課企画財政係 ☎ 38-3111 (内線252・253)

第8回 特別弔慰金制度にかがる 事前周知について

この制度は戦没者遺族に対して国が支給するものです。これまでも終戦30周年から10周年毎に創設される記念国債です。

平成17年が終戦60周年にあたることから、改めて戦没者等の遺族に対して弔慰を表すため標記特別弔慰金の支給を行うことになりました。

居住市町村を經由して県が裁定します。

現在概算要求内示であり、今後の広報等でお知らせいたしますのでよろしくお願い申し上げます。

■問い合わせ先

新潟県福祉保健部福祉保健課 援護恩給室

☎ 025-280-5180

犬の飼い主の皆さんへ

- ・犬の散歩中のフンの後始末は必ず行ってください。歩道や公園の芝生、家の玄関前にフンが残されており、多くの方に迷惑を掛けています。
- ・散歩をする時は必ず手綱やロープを掴んで散歩してください。また、首輪等もしっかり閉め犬が脱走しないようにしてください。
- ・犬が死んだ時や、飼い主・住所が変わった時は、役場に届出をしてください。

■問い合わせ先

役場保健福祉課健康福祉係

☎ 38-3111 (内線143)



県からのお知らせ

「県民だより」の配布方法が変わります

合併に伴い、これまでの嘱託員さんをお願いして配布していただく方法から、新聞折り込みによる配布に変わります。折り込まれる新聞は、新潟日報、朝日・読売・毎日・産経新聞です。

上記の新聞を購読していない世帯の方には、個別に郵送いたしますので、下記までご連絡ください。

*4月号は4月3日(日)に発行します。今後とも、ご愛読のほどよろしくお願い申し上げます。

■連絡先 県庁総務部 広報公聴課

☎ 025-283-5511 (内線2115)

FAX 025-283-2274

免税軽油使用者証の交付申請手数料が「450円」に変更となります

新潟県県税条例の一部改正により、平成17年4月1日以降に行う免税軽油使用者証の交付申請手数料が「400円」から「450円」に変更されます。

■詳しくは、新津県税事務所までお問い合わせください。

☎ 0250-24-9614